

# 不当労働行為の審査

## 1 不当労働行為

憲法第28条は、労働者の団結権及び団体交渉その他の団体行動をする権利を保障しています。この団結権等の実効性を確保するため、労働組合法は、労働組合の自主性と労働組合活動の自由を侵害する使用者の行為を不当労働行為として定め、このような行為を行うことを禁止するとともに、使用者がこれに違反した場合には、労働委員会によって労働者又は労働組合を救済する手続を定めています。

使用者が禁止されている不当労働行為とは、次のような行為です。

労働組合法第7条		不 当 勞 働 行 為			
1 号	不利益取扱い	使用者が、 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> <tr> <td style="border: none;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 労働組合の組合員であること</li> <li>② 労働組合に加入しようとしたこと</li> <li>③ 労働組合を結成しようとしたこと</li> <li>④ 労働組合の正当な行為をしたこと</li> </ul> </td> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle; padding: 0 10px;">}</td> <td style="border: none; vertical-align: middle;">           を理由に、労働者を解雇したり、その他不利益な取扱いをすること。         </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 労働組合の組合員であること</li> <li>② 労働組合に加入しようとしたこと</li> <li>③ 労働組合を結成しようとしたこと</li> <li>④ 労働組合の正当な行為をしたこと</li> </ul>	}	を理由に、労働者を解雇したり、その他不利益な取扱いをすること。
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 労働組合の組合員であること</li> <li>② 労働組合に加入しようとしたこと</li> <li>③ 労働組合を結成しようとしたこと</li> <li>④ 労働組合の正当な行為をしたこと</li> </ul>	}	を理由に、労働者を解雇したり、その他不利益な取扱いをすること。			
1 号	黄犬契約	使用者が <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> <tr> <td style="border: none;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 労働組合に加入しないこと</li> <li>② 労働組合から脱退すること</li> </ul> </td> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle; padding: 0 10px;">}</td> <td style="border: none; vertical-align: middle;">           を労働者の雇用条件とすること。         </td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">ただし、特定の工場事業場に雇用される労働者の過半数を代表する労働組合が、その組合員となることを雇用条件とする労働協約を使用者と締結することはできません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 労働組合に加入しないこと</li> <li>② 労働組合から脱退すること</li> </ul>	}	を労働者の雇用条件とすること。
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 労働組合に加入しないこと</li> <li>② 労働組合から脱退すること</li> </ul>	}	を労働者の雇用条件とすること。			
2 号	団体交渉拒否	使用者が、雇用している労働者の代表者と団体交渉することを正当な理由なく拒むこと。			
3 号	支配介入	使用者が、 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> <tr> <td style="border: none;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 労働組合を結成すること</li> <li>② 労働組合を運営すること</li> </ul> </td> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle; padding: 0 10px;">}</td> <td style="border: none; vertical-align: middle;">           を支配したり、これに介入すること。         </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 労働組合を結成すること</li> <li>② 労働組合を運営すること</li> </ul>	}	を支配したり、これに介入すること。
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 労働組合を結成すること</li> <li>② 労働組合を運営すること</li> </ul>	}	を支配したり、これに介入すること。			

労働組合法第7条		不 当 勞 働 行 為
(続き) 3 号	経 費 援 助	<p>使用者が、 労働組合の運営経費について経理上の援助を与えること。</p> <p>ただし、</p> <p>① 労働者が労働時間中に使用者と協議又は交渉した場合、賃金を支給すること</p> <p>② 厚生資金又は福利その他の基金に対して寄附すること</p> <p>③ 最小限の広さの事務所を労働組合に提供すること</p> <p>は経理上の援助とみなされません。</p>
4 号	報 復 的 不 利 益 取 扱 い	<p>使用者が、</p> <p>① 不当労働行為の申立てをしたこと</p> <p>② 再審査の申立てをしたこと</p> <p>③ 不当労働行為審査手続の調査、審問、和解や争議の調整の場合に証拠を提出したり、発言したこと</p> <p>を理由に、労働者を解雇したり、その他不利益な取扱いをすること。</p>

## 2 救 済 手 続

不当労働行為が行われた場合、管轄の都道府県労働委員会に救済を申し立てることができます。

愛知県労働委員会が管轄するのは、①不当労働行為の当事者である労働者、労働組合又は使用者の住所（主たる事務所の所在地）が愛知県内にある場合、②不当労働行為が愛知県内で行われた場合のいずれかに該当する場合です。

申立てを受けた労働委員会は、審査委員（公益委員）及び参与委員（労働者委員及び使用者委員）を選任し、担当職員を指名して審査（調査及び審問）を行い、公益委員会議の合議により不当労働行為の成否を判定するとともに、命令の内容（全部救済、一部救済又は棄却）を決定し、命令書の写しを当事者に交付します。

労働委員会の命令に不服の当事者は、一定期間内に再審査の申立てをし、又は命令の取消しの訴えを提起することができます。

なお、不当労働行為事件の解決方法としては、命令によるもののほか、和解による方法もあります。

### (1) 申立て

ア 不当労働行為の審査（調査及び審問）は、不当労働行為を受けた労働者若しくは労働組合又はその双方が、救済の申立てをすることにより開始されます。

申立ては、労働委員会に「不当労働行為救済申立書」（見本1）を提出して行います。

申立書には、

- ① 申立人の氏名及び住所(申立人が労働組合その他権限ある団体である場合には、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ② 被申立人の氏名及び住所(被申立人が法人その他の団体である場合には、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ③ 不当労働行為を構成する具体的事実
- ④ 請求する救済の内容
- ⑤ 申立ての日付

を記載し、申立人本人が氏名又は名称を記載しなければなりません。代理人による申立てはできません。

なお、不当労働行為のあった日(継続する行為にあってはその終了した日)から1年を経過した事件に係る申立て及び地方公営企業等の労働関係に関する法律第12条による解雇に関する申立てについては、解雇のあった日から2か月を経過したものに係る申立てはできません。

イ 労働組合が申立人である場合には、その労働組合が労働組合法の規定に適合するかどうかの審査を受ける必要がありますので、申立書と同時に労働組合の資格審査に必要な関係書類を提出していただきます(後述「労働組合の資格審査」参照)。

ウ 申立人は、命令書の写しが交付されるまでは、「取下書」(見本3)によりいつでも申立ての全部又は一部を取り下げることができます。取り下げられた部分については、申立ては初めから係属しなかったものとみなされます。

エ 申立てが次のようなときは、公益委員会議の決定により却下されます。

- ① 申立書に記載要件を欠き補正されないとき。
- ② 労働組合が申立人である場合、その労働組合が労働組合法第5条の規定により労働組合法の規定に適合する旨の立証をしないとき。
- ③ 申立てが不当労働行為の日(継続する行為にあってはその終了した日)から1年を経過した事件に係るものであるとき。
- ④ 地方公営企業等の労働関係に関する法律第12条の規定による解雇に係る申立てで、その解雇の日から2か月を経過した後のものであるとき。
- ⑤ 申立人の主張する事実が不当労働行為に該当しないことが明らかなきとき。
- ⑥ 請求する救済の内容が、法令上又は事実上実現することが不可能であることが明らかなきとき。
- ⑦ 申立人の所在がわからないとき、申立人が死亡し若しくは消滅し、かつ、申立人の死亡若しくは消滅の日の翌日から起算して6か月以内に申立てを承継するものから承継の申出がないとき、又は申立人が申立てを維持する意思を放棄したものと認められるとき。

## (2) 調 査

ア 調査は、審問の準備的手続であり、当事者の主張を明確にし、争点及び証拠の整理を行い、以後の審査の予定を立てることを主目的として行われます。そのため、被申立人に、申立書交付の日から30日以内に「答弁書」(見本2)

を提出するよう求めます。答弁書には、申立てに対する答弁のほか、申立書に記載された事実に対する認否及び主張に対する反論の具体的な記載が必要です。

調査は、原則として答弁書の提出後に当事者双方が出席して行われ、審査委員が申立書又は答弁書に基づいて、当事者から事件に関する事情及び主張等を聴取します。そして、不明確な点や不備な点があればその場で説明を求め、又は後日書面等で補充するように求めます。

イ 当事者は調査又は審問を通じて、審査委員の許可を得て、「代理人許可申請書」（書式4）及び「委任状」（見本4）により代理人を、また、「補佐人許可申請書」（書式5）により補佐人を選任することができます。

ウ 公正・円滑な実施を確保するため、次のことに留意してください。

(ア) 調査室に入室できる者は、当事者双方とも、当事者、代理人及び補佐人を合わせて原則15人までです。

(イ) 当事者、代理人及び補佐人は、次の事項を守ってください。守らない場合、その是正の措置又は入室の禁止若しくは退室を命ぜられることがあります。

- ① はちまき、ゼッケン、たすき、腕章その他これらに類するものを着用しない。
- ② 危険な物、旗、プラカードなどを持ち込まない。
- ③ 携帯電話は、入室前に電源を切るか又はマナーモードにし室内では使用しない。
- ④ 撮影、録音又は送信をしない。
- ⑤ 進行を妨げるような不規則発言や拍手などをしない。
- ⑥ 審査委員及び事務局職員の指示に従う。

### **(3) 審 問**

ア 審問は、当事者双方が出席する公開の場で行われます。ただし、当事者の一方が出席しない場合でも適当と認められる場合には行われますし、また、公益委員会議が必要と認めたときは、非公開で行われます。

イ 公正・円滑な実施を確保するため、次のことに留意してください。

(ア) 審問室に入室できる者は、双方の当事者、代理人及び補佐人並びに傍聴人を合わせて45人までです。このうち、当事者、代理人及び補佐人は、双方ともそれぞれ原則15人までです。

また、傍聴希望者が多数の場合、抽選となる場合があります。

(イ) 審問室に入室するときは、静粛を旨とし、(2)ウ(イ)の①から⑥の事項を守ってください。守らない場合、その是正の措置又は入室の禁止若しくは退室を命ぜられたり、過料に処せられたりすることがあります。

ウ 審問は、不当労働行為事実の存否を明らかにすることが目的ですから、証拠調べが中心となります。

当事者は、各自の主張が正しいことを立証しなければなりません。立証の方法としては、書証等の物的証拠の提出及び証人(当事者)尋問の申請があります

が、審問を能率的に進めるため、当事者は、あらかじめ各自の主張を裏付ける書証等及び証人を準備しておくことが必要です。

エ 証人(当事者)尋問を申請するときは、証人(又は当事者本人)の住所、氏名、年齢、職業、所要時間、証明すべき事実及び尋問事項を記載した「証人(当事者)尋問申請書」(書式6)を提出して行います。

証拠として書証(文書、写真、記号等で表現された物を含む。)を提出する場合は、「証拠説明書」(書式7)とともに、書証に申立人は「甲第〇〇号証」、被申立人は「乙第〇〇号証」と一連の証拠番号を付け、正本、副本を含め5部提出して行います。

オ 審問で調べる証人は、当事者の申請により又は場合によっては職権で審査委員が決定します。

証人尋問は、まず証人を申請した方が主尋問を行い、次に相手方が主尋問の範囲内で反対尋問を行います。

また、審査委員及び参与委員は、当事者の尋問終了後又は尋問中随時、必要に応じて証人尋問を行います。

証人は、自己の体験した事実や知っている事実を証言するものであり、証人の推測や意見を述べるものではありません。したがって、尋問に当たって証人の推測や意見を求めたり、事件と無関係な証言を求めたりしないようにすることが必要です。

証人は、尋問に先立ち、宣誓を行います。宣誓後の虚偽の証言に対しては、罰則の適用があります。

当事者本人の尋問についても、証人と同様に行われます。

カ 審問の期日及び場所は、あらかじめ当事者及び証人に通知されます。審問期日が決定されますと、当事者からの期日変更の申出は、相当の理由がない限り認められません。通常、当事者が審問期日の変更を申し出る場合は、相手方の同意を得たうえ、この旨を記載した期日変更申請書を提出し、審査委員が審問期日を変更するか否かを決定します。

キ 審査委員は、証拠調べが終わり、不当労働行為事実の存否についての心証を得た場合、審問を終結しますが、審問の終結に先立って当事者に審問終結の日を予告し、最後陳述の機会を与えます。最後陳述とは、当事者が審査の全経過を整理検討して自己の主張を整理し、その主張を裏付ける証拠を引用して、自己の主張が正当である旨を主張する最後の陳述です。通常、当事者が書面(最後陳述書)を提出し、最後陳述に代えています。

#### (4) 合議及び命令

ア 審問が終結しますと、公益委員会議で不当労働行為の成否及び命令の内容について合議が行われますが、合議に先立って、調査、審問に参加した労働者委員及び使用者委員の意見を聴取します。

合議の結果、申立てに理由があると判定したときは申立人の請求に係る救済の全部又は一部を認容する命令を、理由がないと判定したときは申立てを棄却

する命令を發します。

命令は書面（命令書）で行われ、当事者には命令書の写しが配達証明付き郵便で交付されます。

イ 命令に不服の当事者は、命令書の写しが交付された日から15日以内に中央労働委員会に再審査の申立てができるほか、申立人は命令書の写しが交付された日から6か月以内に、また、使用者は中央労働委員会に再審査の申立てをしない場合に限って、命令書の写しが交付された日から30日以内に、それぞれ地方裁判所に命令を發した労働委員会を相手方として命令取消しの訴えを提起することができます。

ウ 再審査の申立ては、「再審査申立書」（見本5）を直接中央労働委員会に提出するか、又は初審の労働委員会を経由して中央労働委員会に提出して行います。

再審査申立書には、

- ① 再審査申立人及び再審査被申立人の住所及び氏名
- ② 不服の要点及びその理由
- ③ 命令書の写しが交付された日
- ④ 再審査申立ての日

を記載し、初審の命令書の写しを添付しなければなりません。

なお、初審の労働委員会を経由して再審査を申し立てた場合は、初審の労働委員会に再審査申立書が提出された日が再審査の申立日とみなされます。

エ 申立人の請求に係る救済の全部又は一部を認容した労働委員会の命令に対し、使用者が期間内に再審査の申立てをせず、かつ、命令の取消しの訴えを提起しない場合、その命令は確定します。

そして、使用者がこの命令に従わないときは、過料に処せられます。

### 3 和 解

労働委員会に申し立てられた事件の全部が、命令という形で終わるものではありません。

労使紛争は、その性質上、命令によるよりも、むしろ話し合いによって解決する方が望ましい場合が多々あります。当事者が互いに譲り合い、話し合うことによって事件を解決することを和解といいます。

当事者が、円満に事件を解決したいという意向を持っている場合、又は事件の性質上、命令よりも和解によって解決するのが適当であると判断される場合には、審査委員は、労使の参与委員の協力を得て当事者に和解を勧めるとともに、話し合いができるようにいろいろ努力します。そして、和解条項について当事者の合意が成立すれば、それにより和解協定が結ばれ、事件は解決することになります。

#### 4 不当労働行為の審査に必要な関係書類

提出書類一覧表

書類の種別	提出者	提出部数
① 不当労働行為救済申立書（見本1）	申立人	3
② 組合資格立証書類	〃	1
③ 答弁書（見本2）	被申立人	5
④ 準備書面（当事者の主張を記載した書面）	申立人・被申立人	5
⑤ 代理人許可申請書（書式4） （委任状（見本4）を添付すること。）	〃	1
⑥ 補佐人許可申請書（書式5）	〃	1
⑦ 証人（当事者）尋問申請書（書式6）	〃	5
⑧ 書証等 （「証拠説明書（書式7）」を含む。）	〃	5
⑨ 最後陳述書	〃	5

- (注意) 1 ②の書類は申立てと同時に提出してください。ただし、個人申立ての場合は不要です。
- 2 ③の書類は、①の書類の交付を受けてから、30日以内に提出してください。
- 3 提出書類は左とじ左横書き（A4判）にしてください。
- 4 ①、③、④、⑦、⑧、⑨の提出部数は申立人又は被申立人がそれぞれ1名の場合です。  
申立人又は被申立人が2名以上の場合は、その数だけ部数を増やしてください。